

平成26年8月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応（平成26年6月内容）

有効求人数	27,636人	対前年同月比1.3%減（8ヶ月連続減少）
有効求職者数	40,929人	対前年同月比4.2%減（50ヶ月連続減少）
有効求人倍率	0.74倍	対前月0.02P減

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・若者、女性、障害者、高年齢者への就職支援の継続

2 「人材不足分野における雇用管理改善に係る啓発運動」、「非正規雇用労働者の正社員転換等を促進するための啓発運動」を実施

関係機関及び団体等と連携し、平成26年9月末までを「雇用管理改善・正社員転換等キャンペーン」期間として、啓発運動を実施する。

3 「UIターンフェア“かごしま”&県内就職合同面接会」を開催

雇用対策の一環として、県内企業の人材確保を図るため、また県内企業の中核的な人材となるようなUIターン希望者や県内での就職を希望する方の県内就職を促進するため、就職面接会「UIターンフェア“かごしま”&県内就職合同面接会」を、鹿児島労働局、県内ハローワーク及び鹿児島県の三者で、夏の帰省時期を考慮して、8月12日（火）に鹿児島サンロイヤルホテルにおいて開催する。

4 平成26年上半期における労働災害発生状況 ―6月末―

・死亡者数	7人	前年比	3人（75.0%）増加
・休業4日以上之死傷者数	667人	前年比	12人（1.8%）増加

労働災害の減少、死亡災害の撲滅のために、行政、労働災害防止団体、業界団体などとの連携・協働、発注者などへ取組を要請

5 熱中症予防対策の重点的な取組を要請

熱中症による労働災害多発が懸念されるため、建設業、建設現場に付随して行う警備業、製造業を対象業種として、6月3日に、92関係団体へ職場における熱中症予防対策の重点的な取組を要請

6月の有効求人倍率は0.74倍で、 前月を0.02ポイント下回る

鹿児島県の6月の有効求人倍率(季節調整値)は0.74倍となり、前月(0.76倍)を0.02ポイント下回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.12倍となり、前月(1.20倍)を0.08ポイント下回りました。

新規求人数は前年同月に比べ1.3%減と2か月連続の減少となりました。

産業別では前年同月に比べ、製造業(12.5%増)は6か月ぶりの増加、サービス業(15.6%増)は6か月連続の増加、医療、福祉は横ばいとなりました。一方、建設業(7.8%減)は8か月連続の減少、運輸業、郵便業(9.3%減)は5か月連続の減少、卸売業、小売業(9.9%減)は2か月連続の減少、宿泊業、飲食サービス業(9.6%減)は2か月ぶりの減少となりました。

新規求職者数は前年同月に比べ2.0%増と6か月ぶりの増加となりました。

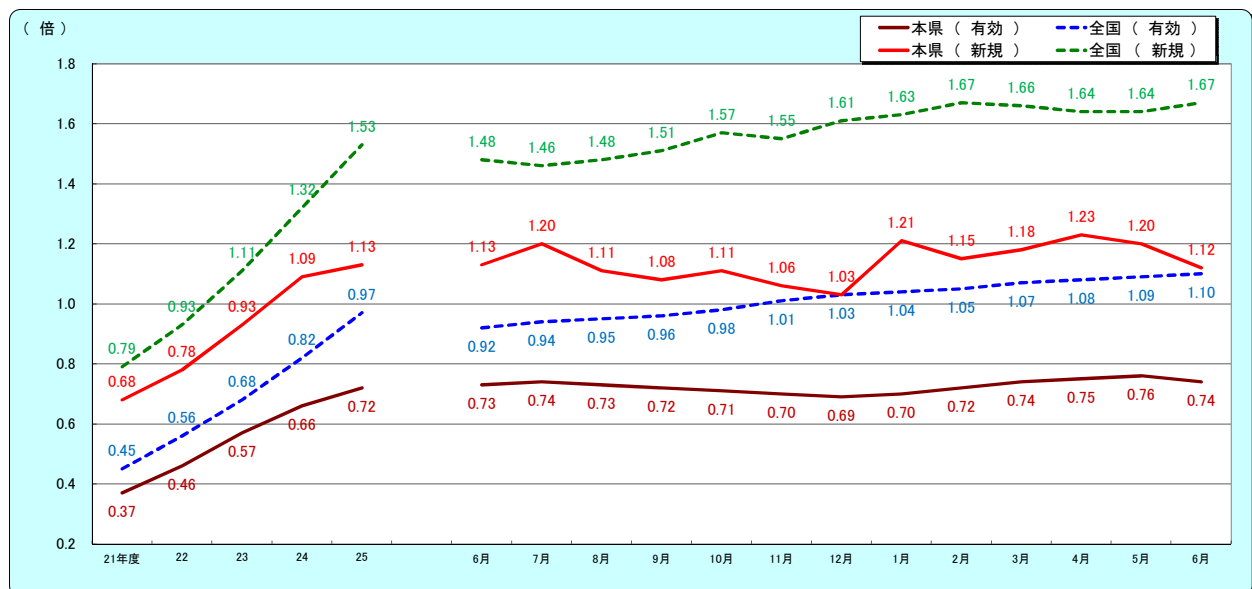
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(7.2%増)は2か月ぶりの増加、離職求職者(1.7%減)は6か月連続の減少、無業求職者(0.2%減)は11か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者(4.9%減)は6か月連続の減少、自己都合離職者(1.6%増)は9か月ぶりの増加となりました。

政府の7月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、緩やかな回復基調が続いており、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつある。」として6か月ぶりに上方修正しました。また、雇用情勢については、「着実に改善している。」として5か月連続で据え置きました。

鹿児島県の雇用情勢は、緩やかな持ち直しの動きが続いていたものの、有効求人倍率が6か月ぶりに前月を下回るなど足踏みがみられることから、今後の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。



平成26年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職	16,597	16,595	16,424										49,616
	有効求人	12,618	12,115	12,027										36,760
	求人倍率	0.76	0.73	0.73										0.74
北薩地域	有効求職	5,827	5,579	5,450										16,856
	有効求人	3,805	3,622	3,452										10,879
	求人倍率	0.65	0.65	0.63										0.65
川内	有効求職	2,908	2,815	2,730										8,453
	有効求人	1,779	1,650	1,572										5,001
	求人倍率	0.61	0.59	0.58										0.59
出水	有効求職	2,212	2,080	2,078										6,370
	有効求人	1,496	1,427	1,346										4,269
	求人倍率	0.68	0.69	0.65										0.67
宮之城	有効求職	707	684	642										2,033
	有効求人	530	545	534										1,609
	求人倍率	0.75	0.80	0.83										0.79
大隅地域	有効求職	5,635	5,487	5,270										16,392
	有効求人	4,067	3,735	3,646										11,448
	求人倍率	0.72	0.68	0.69										0.70
鹿屋	有効求職	3,735	3,570	3,410										10,715
	有効求人	2,770	2,496	2,447										7,713
	求人倍率	0.74	0.70	0.72										0.72
大隅	有効求職	1,900	1,917	1,860										5,677
	有効求人	1,297	1,239	1,199										3,735
	求人倍率	0.68	0.65	0.64										0.66
南薩地域	有効求職	5,066	4,957	4,824										14,847
	有効求人	3,540	3,203	3,090										9,833
	求人倍率	0.70	0.65	0.64										0.66
加世田	有効求職	1,851	1,793	1,789										5,433
	有効求人	1,417	1,367	1,308										4,092
	求人倍率	0.77	0.76	0.73										0.75
伊集院	有効求職	2,011	1,970	1,909										5,890
	有効求人	1,267	1,017	999										3,283
	求人倍率	0.63	0.52	0.52										0.56
指宿	有効求職	1,204	1,194	1,126										3,524
	有効求人	856	819	783										2,458
	求人倍率	0.71	0.69	0.70										0.70
始良地域	有効求職	6,129	6,127	5,963										18,219
	有効求人	3,713	3,755	3,780										11,248
	求人倍率	0.61	0.61	0.63										0.62
国分	有効求職	5,254	5,297	5,197										15,748
	有効求人	3,250	3,323	3,354										9,927
	求人倍率	0.62	0.63	0.65										0.63
大口	有効求職	875	830	766										2,471
	有効求人	463	432	426										1,321
	求人倍率	0.53	0.52	0.56										0.53
熊毛地域	有効求職	739	752	885										2,376
	有効求人	543	510	521										1,574
	求人倍率	0.73	0.68	0.59										0.66
奄美地域	有効求職	2,025	2,089	2,113										6,227
	有効求人	1,192	1,139	1,120										3,451
	求人倍率	0.59	0.55	0.53										0.55
県計	有効求職	42,018	41,586	40,929										124,533
	有効求人	29,478	28,079	27,636										85,193
	求人倍率	0.70	0.68	0.68										0.68

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域 …鹿児島
北薩地域 …川内、出水、宮之城
大隅地域 …鹿屋、大隅
南薩地域 …加世田、伊集院、指宿

始良地域 …国分、大口
熊毛地域 …熊毛
奄美地域 …名瀬

鹿児島労働局発表
平成26年7月29日

【担当】

職業安定部

職業安定課長 平田 正知

職業対策課長 末吉 克朗

電話：099-219-8711・8712

FAX：099-216-9911

「人材不足分野における雇用管理改善に係る啓発運動」及び 「非正規雇用労働者の正社員転換等を促進するための啓発運動」 の実施について

全国の雇用情勢は着実に改善が進んでいるところであり、多くの分野で労働力需給が逼迫しているところであるが、特に、今後ますます需要の拡大が見込まれる介護、看護、保育といった社会保障分野関係や、オリンピック関係需要の拡大が見込まれる建設分野などにおいて、構造的な人材不足問題が深刻化してきている。

鹿児島県においても、「建設業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」の分野において人材不足の状況となっている。

鹿児島労働局（局長 岩崎 修）は、厚生労働省が全国展開する「人材不足分野における雇用管理改善に係る啓発運動」「非正規雇用労働者の正社員転換等を促進するための啓発運動」に併せて、

- ① 人手不足の状況が継続している建設、介護分野を中心とした人材不足の各分野における雇用管理改善を通じた採用・定着の改善を促進するとともに、
- ② 正社員雇用の拡大、正社員で働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換の促進を図るため、

県下の関係機関及び団体等と連携しながら、平成26年9月末までを「雇用管理改善・正社員転換等キャンペーン」期間として、啓発運動を実施する。

1 鹿児島県内における人材不足の現状

鹿児島県内における状況をみると、雇用情勢の改善が続く中で、充足率(*)が低下傾向にあるなど、人材不足感が広まりつつあり、特に、「建設業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」において、人材不足が進んでいる状況が窺える。

(*) 求人数に対する充足数の割合。

	23年度			24年度			25年度		
	新規求人数	充足数	充足率	新規求人数	充足数	充足率	新規求人数	充足数	充足率
産業計	123,094	47,646	38.7%	135,017	46,956	34.8%	134,165	46,212	34.4%
D 建設業	9,649	3,483	36.1%	10,479	3,140	30.0%	10,668	2,921	27.4%
E 製造業	10,938	5,713	52.2%	12,170	5,730	47.1%	12,080	5,876	48.6%
H運輸業	5,776	2,084	36.1%	5,762	2,137	37.1%	5,974	2,128	35.6%
I 卸売・小売	21,395	7,540	35.2%	23,970	7,308	30.5%	23,786	7,008	29.5%
M 飲食・宿泊	10,842	2,720	25.1%	11,877	2,799	23.6%	11,188	2,470	22.1%
P 医療・福祉	31,329	11,772	37.6%	34,184	12,488	36.5%	33,357	12,547	37.6%
R サービス	12,594	4,274	33.9%	15,542	4,351	28.0%	16,043	4,251	26.5%

人材不足の現状について、更に、産業別に、各産業で多くみられる職種における有効求人倍率(*)等をみると、それぞれの産業ごとに異なる要因、状況がみられる。

(*) 求職者に対する求人数の割合。

□「建設業」

求人・求職ともに、正規割合が高く、正社員を前提とした雇用関係で成り立っている業種である。

従来、有効求人倍率が高く、技能者・技術者不足が恒常化しているが、最近の雇用情勢の改善状況を受けて、人材不足が一層進んでいる。

○ 建築・土木技術者等

	23年度	24年度	25年度
有効求人倍率	1. 14	1. 65	2. 48
うち正規(*1)	1. 03	1. 55	2. 38
うち非正規(*2)	5. 62	4. 08	4. 89
有効求人数	6, 077	7, 808	8, 904
うち正規	5, 346(88. 0%)	7, 082(90. 7%)	8, 170(91. 8%)
うち非正規	731(12. 0%)	726(9. 3%)	734(8. 2%)
有効求職者数	5, 339	4, 744	3, 585
うち正規	5, 209(97. 6%)	4, 566(96. 2%)	3, 435(95. 8%)
うち非正規	130(2. 4%)	178(3. 8%)	150(4. 2%)

(*1) 求人については、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。求職については、期間の定めのない又は4カ月以上の雇用期間の定めのあるフルタイム労働者をいう。以下の図表において同じ。

(*2) 求人、求職ともに、全数から正規を除いた数をいう。以下の図表において同じ。

○ 建設躯体工事の職業

	23年度	24年度	25年度
有効求人倍率	2. 67	4. 52	7. 02
うち正規	1. 92	3. 56	6. 16
うち非正規	22. 61	15. 67	17. 74
有効求人数	3, 028	3, 904	3, 680
うち正規	2, 101(69. 4%)	2, 823(72. 3%)	2, 988(81. 2%)
うち非正規	927(30. 6%)	1, 081(27. 7%)	692(18. 8%)
有効求職者数	1, 135	863	524
うち正規	1, 094(96. 4%)	794(92. 0%)	485(92. 6%)
うち非正規	41(3. 6%)	69(8. 0%)	39(7. 4%)

□「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」

求人の非正規割合が増加傾向にあり、非正規労働者の活用が進んでいる業種である。

一方で、求職の非正規割合は横ばい傾向にあり、最近の雇用情勢の改善に伴い、特に、非正規労働者の人材不足が顕著となっている。

○ 販売の職業

	23年度	24年度	25年度
有効求人倍率	0. 67	0. 84	0. 92
うち正規	0. 33	0. 38	0. 42
うち非正規	1. 38	1. 83	1. 91
有効求人数	41, 669	49, 036	48, 186
うち正規	14, 299(34. 3%)	14, 938(30. 5%)	14, 404(29. 9%)
うち非正規	27, 370(65. 7%)	34, 098(69. 5%)	33, 782(70. 1%)
有効求職者数	62, 627	58, 120	52, 269
うち正規	42, 759(68. 3%)	39, 525(68. 0%)	34, 590(66. 2%)
うち非正規	19, 868(31. 7%)	18, 595(32. 0%)	17, 679(33. 8%)

○ 飲食物調理の職業

	23年度	24年度	25年度
有効求人倍率	0. 98	1. 22	1. 32
うち正規	0. 40	0. 44	0. 48
うち非正規	1. 79	2. 23	2. 35
有効求人数	17, 424	21, 563	21, 888
うち正規	4, 075(23. 4%)	4, 409(20. 4%)	4, 348(19. 9%)
うち非正規	13, 349(76. 6%)	17, 154(79. 6%%)	17, 540(80. 1%)
有効求職者数	17, 768	17, 734	16, 555

うち正規	10,309(58.0%)	10,051(56.7%)	9,076(54.8%)
うち非正規	7,459(42.0%)	7,683(43.3%)	7,479(45.2%)

○ 接客・給仕の職業

	23年度	24年度	25年度
有効求人倍率	1.44	1.81	1.85
うち正規	0.35	0.47	0.54
うち非正規	2.95	3.78	3.87
有効求人数	20,417	24,028	22,410
うち正規	2,911(14.3%)	3,707(15.4%)	3,934(17.6%)
うち非正規	17,506(85.7%)	20,321(84.6%)	18,476(82.4%)
有効求職者数	14,219	13,241	12,090
うち正規	8,288(58.3%)	7,870(59.4%)	7,321(60.6%)
うち非正規	5,931(41.7%)	5,371(40.6%)	4,769(39.4%)

□「医療、福祉」

充足率からみると一定の水準で推移しているが、有効求人倍率についても求人超過で推移しており、この分野における近年の需要拡大に伴う求人数の増加に求職者の供給が追いついていない業種である。

他業種からの転職など、未経験者の取り込み、職場定着が課題となっている。

○ 社会福祉の専門的職業

	23年度	24年度	25年度
有効求人倍率	1.05	0.88	0.90
うち正規	0.68	0.54	0.58
うち非正規	1.75	1.46	1.46
有効求人数	24,177	12,736	11,396
うち正規	10,382(42.9%)	4,902(38.5%)	4,658(40.9%)
うち非正規	13,795(57.1%)	7,834(61.5%)	6,738(59.1%)
有効求職者数	23,042	14,425	12,635
うち正規	15,174(65.9%)	9,077(62.9%)	8,023(63.5%)
うち非正規	7,868(34.1%)	5,348(37.1%)	4,612(36.5%)

○ 介護サービスの職業

	23年度	24年度	25年度
有効求人倍率	1.40	1.49	1.40
うち正規	0.50	0.81	0.78
うち非正規	2.85	2.94	2.75
有効求人数	8,508	26,908	28,928

うち正規	1, 876(22. 0%)	9, 905(36. 8%)	11, 062(38. 2%)
うち非正規	6, 632(78. 0%)	17, 003(63. 2%)	17, 866(61. 8%)
有効求職者数	6, 070	18, 083	20, 592
うち正規	3, 741(61. 6%)	12, 304(68. 0%)	14, 098(68. 4%)
うち非正規	2, 329(38. 4%)	5, 779(32. 0%)	6, 498(31. 6%)

2 鹿児島県内における非正規雇用の現状

鹿児島県内における非正規労働者の割合は増加傾向にある。

産業別にみると、「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」において非正規労働者の占める割合が高くなっている。

年齢別にみると、44歳以下の割合が高く、45歳以上、とりわけ65歳以上が低い状況となっている。

ハローワークにおける求職者の状況をみると、正社員を希望する者の割合は総じて高く、特に44歳以下の者については正社員希望割合が高くなっている。一方、65歳以上の者については、正社員以外を希望する割合が高くなっており、近年、その割合は増加傾向にある。

以上からみると、鹿児島県においては、非正規労働者の割合が増加傾向にある中で、若年者を中心に不本意な雇用形態で働いている者が一定程度見込まれる一方で、高年齢者については正社員以外の多様な雇用形態による一層の活用が望まれる。

○ 非正規雇用労働者の産業別・年齢別状況(総務省「就業構造基本調査」)

		役員を除く雇用者	正規の職員	非正規の職員(総数)	非正規割合	44歳以下	45～54歳	55～64歳	65歳以上
産業計	19年	652,000	425,100	226,900	34.8	110,500	52,900	44,400	19,100
	非正規割合					48.7	23.3	19.6	8.4
	24年	649,000	389,700	259,000	40.0	112,600	53,100	68,600	25,100
	非正規割合					43.4	19.3	25.0	9.1
建設業	19年	55,700	43,300	12,400	22.3	5,000	2,900	2,600	1,900
	非正規割合					40.3	23.4	21.0	15.3
	24年	47,200	35,200	12,000	25.4	4,200	1,500	4,100	2,100
	非正規割合					35.0	12.5	34.2	17.5
製造業	19年	87,800	59,600	28,200	32.1	13,200	7,100	6,100	1,800
	非正規割合					46.8	25.2	21.6	6.4
	24年	84,500	53,700	30,800	36.4	13,200	5,900	8,500	2,900
	非正規割合					42.9	19.2	27.6	9.4

運輸業・郵便業	19年	34,300	26500	7800	22.7	2,900	1,600	2,300	900
	非正規割合					37.2	20.5	29.5	11.5
	24年	34,900	24,500	10,400	29.8	3,800	1,500	3,800	1,400
	非正規割合					36.5	14.4	36.5	13.5
卸売業、小売業	19年	118,300	62100	56200	47.5	31,200	13,700	9,300	2,000
	非正規割合					55.5	24.4	16.5	3.6
	24年	104,900	45,500	59,400	56.6	27,000	15,300	13,500	3,500
	非正規割合					45.5	25.8	22.7	5.9
宿泊業、飲食サービス業	19年	28,400	9,200	19,200	67.6	10,500	3,700	4,100	900
	非正規割合					54.7	19.3	21.4	4.7
	24年	37,600	12,200	25,400	67.6	13,200	3,800	6,700	1,700
	非正規割合					52.0	15.0	26.4	6.7
医療、福祉	19年	99,700	69,800	29,900	30.0	15,200	6,800	5,800	2,100
	非正規割合					50.8	22.7	19.4	7.0
	24年	123,300	83,700	39,600	32.1	18,000	8,200	10,100	3,200
	非正規割合					45.5	20.7	25.5	8.1
サービス業(他に分類されないもの)	19年	64,600	37,800	26,800	41.5	12,300	6,100	5,000	3,400
	非正規割合					45.9	22.8	18.7	12.7
	24年	30,100	15,200	14,900	49.5	5,000	3,200	4,800	2,000
	非正規割合					33.6	21.5	32.2	13.4

○ ハローワークにおける求職者の状況

	23年度				24年度				25年度			
	新規求職申込件数	うち正社員(*1)希望者	正社員希望率(%)	その他(*2)希望率(%)	新規求職申込件数	うち正社員希望者	正社員希望率(%)	その他希望率(%)	新規求職申込件数	うち正社員希望者	正社員希望率(%)	その他希望率(%)
年齢計	132,163	91,123	68.9	31.1	123,368	85,117	69.0	31.0	118,471	80,456	67.9	32.1
44歳以下	84,536	61,921	73.2	26.8	77,515	57,200	73.8	26.2	73,575	54,050	73.5	26.5
45～54歳	22,142	14,786	66.8	33.2	21,140	14,110	66.7	33.3	20,305	13,465	66.3	33.7
55～64歳	21,500	13,037	60.6	39.4	20,337	12,391	60.9	39.1	19,288	11,251	58.3	41.7
65歳以上	3,985	1,379	34.6	65.4	4,376	1,416	32.4	67.6	5,303	1,690	31.9	68.1

(*1) 期間の定めのない又は4カ月以上の雇用期間の定めのあるフルタイム労働者としてを希望する者をいう。

(*2) 全数から正社員を希望する者を除いた数をいう。

3 鹿児島労働局における取組

同業者団体や関連団体、主要経済団体等への訪問により以下の項目についての取組を行い、業界全体として雇用管理改善に向けた取組や気運の醸成に努めていただくよう要請を行う。

■ 訪問要請予定団体等

訪問時期を含め今後調整決定する。

[人材不足分野関係]

- 業界の人材不足の現状に関する情報共有
- 地域の雇用状況、人材不足の原因分析、雇用管理好事例の提供
- 人材確保に関する各種助成金案内
(建設労働者確保育成助成金、中小企業労働環境向上助成金等)

[非正規労働者の正社員化関係]

- 非正規雇用の現状に関する情報共有
- 正社員希望者の正社員化のための好事例、短時間勤務制度の活用、シフトの見直しなどの方策の説明
- 人材確保に関する各種助成金案内
(キャリアアップ助成金、トライアル雇用奨励金等)

人材確保、離職防止のための取組事例

○ 建設業

作業環境の改善による安全性の向上、OB等(高齢者)の再雇用による若手の指導に力を入れ、離職防止を図っている。若手に対する人材育成の取組が評価され、新卒者を順調に確保できている。	
事業名	地質調査、建設コンサルタント業
従業員数	43名
人材育成 (教育訓練制度)	関連学会やセミナーへの若手の派遣
	シンポジウムや学会における研究成果の発表
	実績豊富な人材(退職者等の高齢者)の再雇用による、中堅、若手への技術の継承
働きやすさの向上	最新鋭機材の導入(低振動、低騒音により周辺環境と作業環境が好転)
その他	全国の現場で経験が積めることが評価され、新卒者の応募が順調

○ 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業

当初から正社員として採用することにより、従業員のモチベーションがアップし、正社員として働いていることを自覚することにより職務に取り組む積極性が生まれ、人材の確保につながっている。	
事業名	自動車部品小売業
従業員数	48名
業務・組織・人間 (働きやすさの向上)	「正社員」採用による社員のモチベーションアップ
	従業員の「正社員」としての自覚が、定着につながっている。

教育制度や連絡体制の充実による「風通しの良い職場づくり」に努め、よりよい人間関係の構築や従業員の自信・自覚を高めることが、働きやすさの向上につながっている。	
事業名	宿泊業
従業員数	160名
福利厚生	職員寮、各種イベント参加、海内外への研修旅行
人材育成 (教育訓練制度)	セミナー(週1回:全国組織団体の地域会合、講演)への新入社員参加
	宿泊研修への社員参加
業務・組織・人間 (働きやすさの向上)	教育制度の充実による、言いたいことが言える「風通しの良い職場」づくり
	代表者ミーティング(毎朝)による予約・プランの確認⇒各部署への伝達
その他	安全衛生委員会(月1回)の開催、職場環境や寮の整備に配慮

社内認定コーチ制度による各店舗毎の非正規社員教育、増員による休暇取得しやすい環境づくりなど働きやすい職場環境の向上により職場定着を推進させている。	
事業名	飲食店
従業員数	210名(正社員:各店舗1~2名)
人材育成 (教育訓練制度)	人事担当者(コーチング資格取得)による社員研修(店舗責任者の能力・資質向上)
	社内認定コーチ制度による各店舗の非正規社員教育
業務・組織・人間 (働きやすさの向上)	増員体制による休暇を取りやすい環境づくり
	職種を問わず風通しの良い職場づくり
その他	他社の状況を参考:退職者登録による繁忙期の応援人材補充

○ 医療・福祉

教育訓練の積極的かつ計画的な実施により、サービスの質やスタッフの働きやすさの向上を図るとともに、貢献度が処遇に反映されるよう「評価処遇制度」を見直すことで、優秀な人材の流出防止に効果を上げている。

事業名	高齢者福祉事業
従業員数	115名（正職員：68名、その他：47名）
福利厚生	リフレッシュ休暇（連続3日間）、法人内託児所の設置、永年勤続表彰
評価・処遇	優秀な人材の流出防止のための評価処遇制度の見直し：年功序列⇒貢献度評価 業務に必要な要件の達成度や法人への貢献度を評価して処遇に反映させる。
人材育成 （教育訓練制度）	研修委員会の設置：法人内外の教育や研修機会の有効な活用を図る。 スタッフ研修（マナー研修、介護技術）、職長研修、リーダー育成研修
業務・組織・人間 （働きやすさの向上）	業務遂行に係る各種委員会の設置：リスクマネジメント委員会、感染症・食中毒委員会 法人外カウンセリング会社との契約によるメンタルヘルスサポートの充実
その他	有給休暇取得の奨励

内定者研修、先輩によるマンツーマンでの新人研修など各種研修の充実、資格取得促進、職場環境整備を含めた福利厚生面の整備充実による働きやすい人間関係、職場環境づくりにより人材の確保が推進されている。

事業名	障害者・高齢者福祉事業
従業員数	165名（正職員：81名、その他：84名）
福利厚生	互助会制度、バースデイ休暇、資格取得奨励金制度、永年勤続表彰
人材育成 （教育訓練制度）	内定者研修（3日間）、新任職員研修（3日間） プリセプター制度※によるマンツーマン指導
業務・組織・人間 （働きやすさの向上）	理事長杯の開催、メンタルヘルスの強化、親睦旅行の実施 事例報告研修会、接遇マナー研修、資格取得に向けた自主勉強会、全職員の有資格化
その他	消費税引上げに伴う報酬単価の見直し、駐車場や作業場の修繕整備

※ 新人（プリセプティ）が早く職場と業務に適應できるように、一定期間、先輩（プリセプター）がモデルを示しながらマンツーマン方式で実践能力を教育する制度（上司に代わって先輩が行うOJT）

UIターンフェア“かごしま”&県内就職合同面接会を開催します

首都圏等への経済機能、人材等の集中が進展する中で、地方圏においては、技術、知識を有する人材の不足などが生じる一方、UIターンにより就業、起業及び地域の社会貢献を目指す方々や県内での就職を希望する方々に対する対応が求められています。

鹿児島県内の雇用情勢をみてみますと、平成26年3月卒の新規学卒者の就職内定率は、高校、短大、大学ともに前年度を上回るとともに、4月の有効求人倍率は0.75倍となり、前年同期を0.04ポイント上回り改善の傾向にありますが、全国の有効求人倍率と比べ依然として低い水準で推移し、全国との格差は解消されてなく、また、有効求職者数及び有効求人数ともに減少傾向が続いている状況です。

このような状況を受け、国・県におきましては、関係機関と連携を図りながら、雇用の確保と新規雇用の創出に向けた取り組みを実施しております。

この雇用対策の一環として、県内企業の人材確保を図るため、また県内企業の中核的な人材となるようなUIターン希望者や県内での就職を希望する方の県内就職を促進するため、就職面接会「UIターンフェア“かごしま”&県内就職合同面接会」を、鹿児島労働局、県内ハローワーク及び鹿児島県の三者で、夏の帰省時期を考慮して、次の表のとおり開催しますので是非御参加ください。

開催日時	8月12日(火)12:30～16:30（受付 12:00～15:00）
開催場所	鹿児島サンロイヤルホテル ※ 鹿児島中央駅、天文館からホテルのシャトルバスが運行
実施内容	- 企業との就職面接会（履歴書【必要数】持参） - ハローワーク職員による職業相談 - 専門職員による農・林・水産業相談 - 県内ハローワークの求人情報等の提供 - その他各種就業支援コーナー
企業情報	参加企業をホームページで公開しています。 HPアドレス： http://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/ui/annai/uifea.html
参加費等	- 参加費は無料です。 - 来春卒業予定の大学・短大・専修学校等の学生も参加できます。
主 催	鹿児島県・鹿児島労働局・県内ハローワーク
連絡先	鹿児島県ふるさと人材相談室[県庁雇用労政課内] (電話 099-250-6855 フリーダイヤル 0120-445106)

Uターンフェア “かごしま”& 県内就職合同面接会

参加無料・事前登録不要

平成26年
8/12
火

相談・情報コーナーも充実!

- ハローワーク職員による職業相談
- 農林水産業相談
- 県内求人情報
- その他就業支援

とき **12:30～16:30** (受付/12:00～15:00)

ところ **鹿児島サンロイヤルホテル** 鹿児島市与次郎1-8-10
シャトルバスをご利用ください(鹿児島中央駅・天文館より運行)

県内企業との就職面接会

対 象

- 鹿児島県へのUターン希望者
- 県内求職者
- 来年3月卒業予定の大学・短大・専修等の学生

事前に参加企業をチェック!!

☆開催日の2週間前より掲載します

鹿児島Uターンフェア

検索

履歴書をお持ちください。



©pref kagoshima greboo・sakura

お問い合わせ

フリーダイヤル

0120-445106

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県庁10階 雇用労政課内

鹿児島県ふるさと人材相談室 電話099-286-3028

URL:<http://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/ui/annai/uifea.html>



鹿児島県

主催 鹿児島県・鹿児島労働局・県内ハローワーク

報道関係者 各位

平成 26 年 7 月 29 日

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部健康安全課

健康 安全 課 長 上田 裕久

健康安全課長補佐 内田 直人

電 話 099-223-8279

平成 26 年上半期労働災害発生状況について

～死亡者数、死傷者数いずれも前年より増加～

鹿児島労働局（局長 いわさき 岩崎 おさむ 修）は、平成 26 年上半期の労働災害発生状況をまとめたので、これを公表します。

・・・平成 26 年上半期労働災害発生状況・・・

・死亡者数 7 人 前年比 3 人（75.0%）増加

・死傷者数 667 人 前年比 12 人（1.8%）増加

- (1) 業種別の発生状況（別紙 1「平成 26 年業種別死傷災害発生状況（6 月末）」及び別紙 2「平成 26 年 死亡災害発生事例（6 月末）」参照）

平成 26 年上半期の死亡者数は、7 人で前年と比べると 3 人（75.0%）増加した。これを業種別に多い順にみると、建設業の 3 人（前年比 2 人増）、次いで製造業及び運輸交通業の 2 人（いずれも前年未発生）であった。建設業の 3 人は、建築工事業で発生した「墜落・転落」災害が 2 人、土木工事業で発生した「挟まれ・巻き込まれ」災害が 1 人であった。

平成 26 年上半期に発生した休業 4 日以上之死傷者数（死亡者を含む）は、667 人で前年と比べると 12 人（1.8%）増加した。これを業種別に発生の多い順にみると、製造業の 133 人（前年比 11 人（7.6%）減）、商業の 108 人（前年比 21 人（24.1%）増）、建設業の 99 人（前年比 23 人（18.9%）減）であった。死傷者数が最も増加した業種は、商業の 21 人（24.1%増）で、次いで保健衛生業の 17 人（32.7%増）、運輸交通業の 15 人（18.8%増）であった。反対に最も減少したのは建設業の 23 人（18.9%減）で、次いで製造業の 11 人（7.6%減）、畜産・水産業の 10 人（25.6%

減)であった。

同死傷者数を第 12 次労働災害防止計画の最重点業種である第三次産業（商業、保健衛生業、接客娯楽業など 7 業種（中分類））として捉えると、264 人（前年比 46 人（21.1%）増）となり、製造業と建設業を合わせた 232 人を上回った。

(2) 事故の型別・起因物別の発生状況

イ 全業種（別紙 3「平成 26 年上半期（全業種）起因物別・事故の型別労働災害発生状況」参照）について

平成 26 年上半期の死傷者数を「事故の型別」に多い順にみると、「墜落・転落」が 149 人（22.3%）、「転倒」が 112 人（16.8%）、「はさまれ等」が 86 人（12.9%）、「動作の反動等」が 73 人（10.9%）であった。

同死傷者数を「起因物別」に多い順にみると、「運搬機械（トラックなど）」が 84 人（12.6%）、「通路」が 80 人（12.0%）、「起因物なし」が 56 人（8.4%）、「用具（はしごや脚立など）」が 55 人（8.2%）であった。

同死傷者数を「事故の型別・起因物別」に多い順にみると、「通路での転倒」が 65 人（9.7%）、「起因物なしの動作の反動等」が 53 人（7.9%）、「運搬機械からの墜落・転落」が 37 人（5.5%）、「乗物による交通事故」が 30 人（4.5%）、「用具からの墜落・転落」が 28 人（4.2%）であった。

ロ 第三次産業（別紙 4「平成 26 年上半期（第三次産業）起因物別・事故の型別労働災害発生状況」参照）について

第三次産業について、平成 26 年上半期の死傷者数を「事故の型別」に多い順にみると、「転倒」が 69 人（26.1%）、「動作の反動等」が 45 人（17.0%）、「墜落・転落」が 42 人（15.9%）であった。

同死傷者数を「起因物別」に多い順にみると、「通路」が 46 人（17.4%）、「起因物なし」が 38 人（14.4%）、「乗物」が 24 人（9.1%）、「用具」が 23 人（8.7%）であった。

同死傷者数を「事故の型・起因物別」に多い順にみると、「通路での転倒」が 42 人（15.9%）、「起因物なしの動作の反動等」が 37 人（14.0%）、「乗物による交通事故」が 20 人（7.6%）であった。

(3) 第 12 次労働災害防止計画の進捗状況（別紙 5「第 12 次労働災害防止計画」及び別紙 6「第 12 次労働災害防止計画の目標値及び実績値（死傷災害）」参照）

鹿児島労働局が策定した「第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年度からの中期 5 か年計画）」では、

- ① 労働災害による死亡者数を平成 29 年までの各年 15 人以下とすること、
- ② 平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による休業 4 日以上
の死傷者の数を 15%以上減少させること（各年の目標値も設定）

などを目標としている。

同計画 1 年目となった平成 25 年の死亡者数は 12 人で各年 15 人以下とする目標は達成したが、同年の死傷者数は 1,750 人となり、目標の 1,651 人を 99 人（6.0%）上回った。

これから、平成 26 年上半期の結果をみると次のとおりである。

平成 26 年上半期の死亡者数は 7 人でこれを 2 倍すると 14 人となるが、これから土木工事業などの発注が増加する時期であり、各年 15 人以下とする目標については、なお、予断を許さない状況にある。また、死傷者数も目標を 99 人（6.0%）上回った平成 25 年の結果よりも平成 26 年上半期は増加していることから、2 年目の目標値を達成することは非常に厳しい状況にある。

以上のことから、引き続き、鹿児島労働局では増加している第 3 次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）を主体とした労働災害の減少及び建設業などの死亡災害の撲滅のために個別指導や集団指導などの行政指導を行うとともに行政、労働災害防止団体、業界団体などとの連携・協働、さらには発注者などへ取組を要請するなどにより、目標達成に向けた積極的な労働災害防止対策を講じていくこととしている。

【第12次労働災害防止計画】
 強調文字 ⇒ 件数減少重点業種
 強調文字（*） ⇒ 重篤災害減少重点業種

平成26年 業種別死傷災害発生状況（6月末）

別紙 1

鹿児島労働局

	①「墜落・転落」 149人(22.3%) ②「転倒」 112人(16.8%) ③「はさまれ・巻き込まれ」 86人(12.9%)	平成26年		平成25年		増減数		
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	
全産業		667	7	655	4	+1.8%	+75.0%	
1 製造業（＊）		133	2	144		-7.6%	-11	2
1 食料品製造業	①「はさまれ・巻き込まれ」 36人(27.1%) ②「転倒」 21人(15.8%) ③「墜落・転落」 17人(12.8%)	79	1	83		-4	1	
4 木材・木製品製造業		10		8		2		
9 窯業土石製品製造業		7		9		-2		
11～12 金属製品製造業		10		7		3		
13～15 機械機具製造業		11		9		2		
上記以外の製造業		16	1	28		-12	1	
2 鉱業		2		2		-18.9%		
3 建設業（＊）		99	3	122	1	-23	2	
1 土木工事業	①「墜落・転落」 46人(46.5%) ②「はさまれ・巻き込まれ」 15人(15.2%) ③「飛来・落下」 9人(9.1%)	42	1	44	1	-2		
2 建築工事業		48	2	66		-18	2	
3 その他の建設業		9		12		-3		
4 運輸交通業		95	2	80		15	2	
1 鉄道・航空機業		2		2				
2 道路旅客運送業		8	1	4		4	1	
3 道路貨物運送業		85	1	74		11	1	
4 その他の運輸交通業								
5 貨物取扱業		6		5		1		
1 陸上貨物取扱業	①「激突・され」 5人(26.3%) ②「転倒」 4人(21.1%) ③「飛来・落下」 4人(21.1%)	3		1		2		
2 港湾運送業		3		4		-1		
6 農林業		39		45	1	-6	-1	
1 農業		20		22		-2		
2 林業（＊）		19		23	1	-4	-1	
7 畜産・水産業		29		39	1	-10	-1	
8 商業		108		87		21		
1 卸売業	①「転倒」 18人(22.0%) ②「墜落・転落」 15人(18.3%) ③「動作の反動・無理な動作」 11人(13.4%)	17		18		-1		
2 小売業		82		64		+18		
3 理美容業		9		5		4		
4 その他の商業		9		5		4		
9 金融・広告業		4		6		-2		
11 通信業		6		5		1		
12 教育・研究業		7		5		2		
13 保健衛生業		69		52		17		
1 医療保健業	①「動作の反動・無理な動作」 14人(35.9%) ③「激突・され」 3人(7.7%)	27		23		4		
2 社会福祉施設		39		28		+11		
3 その他の保健衛生業		3		1		2		
14 接客娯楽業		39		30	1	9	-1	
1 旅館業	①「切れ・ごすれ」 6人(28.6%) ③「高温・低温のものとの接触」 4人(19.0%)	8		5	1	3	-1	
2 飲食店		21		14		+7		
3 その他の接客娯楽業		10		11		-1		
上記以外の事業		31		33		-2		
10 映画・演劇業	①「転倒」 69人(26.1%) ②「動作の反動・無理な動作」 45人(17.0%) ③「墜落・転落」 42人(15.9%)			1		-1		
15 清掃・と畜業		16		13		3		
16 官公署								
17 その他の事業		15		19		-4		
陸上貨物運送事業（4－3・5－1）		88	1	75		+13	1	
第三次産業（8～17）		264		218	1	46	-1	

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

平成26年 死亡災害事例(6月末)

別紙2

鹿児島労働局

番号	発生年月	業 種	被災時の職種	性別	年齢	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
1	平成26年 1 月	一般貨物自動車運送業	運転手	男	44	交通事故(道路)	トラック	最大積載量2トンの事業用貨物バンを運転して、宅配物の集荷場所に向かって下り坂の公道を走行していたところ、キャビネット(運転台)後部が上がり前方に倒れたため、停車後、運転席から降りてキャビネットを戻し終えた頃に、当該車両が前進し始めたため、キャビネットの前で止めようとしたが、当該車両とブロック塀との間に体を挟まれたもの。
2	平成26年 1 月	バス業	清掃作業員	女	64	激突され	バス	当日の運行を終了して車庫に戻ってきたバスに、清掃作業員であった被災労働者が車庫敷地内で轢かれたもの。
3	平成26年 2 月	土木工事業	配管工	男	49	はさまれ・巻き込まれ	その他の動力 クレーン等	汚水管の補修作業を行うため、被災者が巻き上げ装置のスイッチを入れてドラム(直径18cm)を回転させ、ワイヤロープ(直径12mm)をドラムに巻きつけた時、着用していた皮手袋の先端がワイヤロープとドラムに挟まれて、体ごと巻き込まれたもの。
4	平成26年 4 月	食料品製造業	農作業員	男	73	墜落・転落	その他の一般 動力機械	農業用トラクターで畑を耕していた際、畑の端で転回させようとして後進したところ、誤って約1.5メートルの土手下に農業用トラクターごと転落し、その下敷きとなり死亡したもの。

番号	発生年月	業 種	被災時の職種	性別	年齢	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
5	平成26年 4 月	水道業	作業員	男	51	その他	その他の環境等	午前9時頃、被災者は、一人で浄水場回りの藪の中に入り、落ち葉を熊手でかき集める作業を行っていたところ、突然、ハブに右手甲部分を咬まれたので自ら車を運転し、ハブの血清がある診療所に向かった。午前10時40分頃、被災者は、診療所で血清を打ったが、次第に意識がなくなり、午後0時40分、心肺停止により死亡した。
6	平成26年 5 月	建築工事業	現場代理人	男	58	墜落・転落	屋根	ホテルの外壁等改修工事において、元請の現場代理人が鉄骨造の躯体から約1メートル外に張り出している高さ約7. 8メートルの屋根の強度を調査するために同屋根に乗ったところ、崩壊し、同屋根と共に墜落したものの。
7	平成26年 5 月	建築工事業	作業員	男	29	墜落・転落	はしご等	個人住宅の太陽光発電パネル設置工事において、被災者が電動工具を持って建屋の屋根(軒高7.6m)に掛けていたはしごを降りていたところ、地上に墜落したものの。

平成26年度上半期(全業種)起因物別・事故の型別労働災害発生状況

別紙3

事故の型 起因物	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ等	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温等	有害物等	感電	爆発	破裂	火災	(交通)道路事故	(交通)その他事故	動作の反動等	その他	分類不能	計
原 動 機																						
動 力 伝 導							2															2
木 工 機 械							3	8														11
建 設 機 械	5					8	5	1			1											20
金 属 加 工 用 機 械				1			3	1														5
一 般 機 械	2	1		3		3	23	7			1											40
ク レ ー ン 等	1	1		2		3	4															11
運 搬 機 械	37	2	6	1		4	21										12		1			84
乗 物	1	3	4			3	2				1						30		1			45
圧 力 容 器															1							1
化 学 設 備																						
溶 接 装 置			1																			1
炉 ・ 窯 等											1											1
電 気 設 備		2																				2
人 力 設 備		3		2	1	6	3	15											1			31
用 具	28	6	3	8	2	1	3	3											1			55
そ の 他 装 置		1	1	3		2	2	2			2											13
足 場	13		2																			15
支 保 工	1																					1
階 段 栈 橋	16	1	1																1			19
開 口 部	6																					6
屋 根 ・ 梁 等	8								1													9
作 業 床 等	5	12	2																			19
通 路		65	10								1								4			80
建 築 物 等	16	1	3	1		2	4															27
他 仮 設 物	4	4				1													1			10
危 険 有 害				1							5	2										8
材 料	1	2	3	5	5	2	3	3	2										1			27
荷	2	1	2	4	5		6												5			25
環 境 等	3	3	2	6		8	2				3									3		30
他 起 因 物		2		2		1		1											4	3		13
起 因 物 な し		2						1											53			56
分 類 不 能																						
計	149	112	40	39	13	44	86	42	3		15	2			1		42		73	6		667

平成26年度上半期(第三次産業)起因物別・事故の型別労働災害発生状況

別紙4

事故の型 起因物	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ等	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温等	有害物等	感電	爆発	破裂	火災	(交通)道路事故	(交通)その他事故	動作の反動等	その他	分類不能	計
原 動 機																						
動 力 伝 導																						
木 工 機 械								1														1
建 設 機 械	1																					1
金 属 加 工 用 機 械																						
一 般 機 械							5	4														9
ク レ ー ン 等																						
運 搬 機 械	3	1	1			1	5										5					16
乗 物		2				2											20					24
圧 力 容 器																						
化 学 設 備																						
溶 接 装 置																						
炉 ・ 窯 等											1											1
電 気 設 備		2																				2
人 力 設 備		1		1	1	3	2	6														14
用 具	11	5	1	2		1		3														23
そ の 他 装 置		1		2		2	1	1			1											8
足 場	1																					1
支 保 工																						
階 段 棧 橋	12	1	1																			14
開 口 部	4																					4
屋 根 ・ 梁 等	1																					1
作 業 床 等	1	7	2																			10
通 路		42	1								1								2			46
建 築 物 等	3	1	3			2	4															13
他 仮 設 物	2	2				1																5
危 険 有 害											5											5
材 料		1						3														4
荷	1		1	1	1														2			6
環 境 等	2	1				1	1													2		7
他 起 因 物		1		1		1		1											4	3		11
起 因 物 な し		1																	37			38
分 類 不 能																						
計	42	69	10	7	2	14	18	19			8						25		45	5		264

第12次労働災害防止計画 《平成25年度～平成29年度》

別紙5

行政の減量、効率化が求められる中で、（これまでは、**重点を定めつつも網羅的**）

- ・60歳以上の人口⇒**20年間で倍増**
- ・労働者が第三次産業へシフト
- ・非正規労働者の増加
- ・技術革新⇒**危険有害要因の多様化**

○**長期的な災害動向と社会情勢の変化を踏まえて、重点対策を絞り込む**

○**重点業種・疾病ごとに数値目標を設定し、社会情勢の変化も踏まえつつ進捗状況を評価する**

毎年1回、検証、評価を行う（これまでは計画最終年度に実施）

計画の全体目標

○労働災害による死亡者数を
各年15人以下とする

○平成29年までに、労働災害による
死傷者数（休業4日以上）を
15%以上減少(H24年比)

H20年と比較

※計画の目標は、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において名目3%、実質2%を上回る成長を前提として2020年までに実現すべき成果目標の1つとして掲げている「労働災害発生件数を3割減」を踏まえたものである。

第12次労働災害防止計画のポイント

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策

労働災害件数減少重点業種

第三次産業対策

【目標】

- 小 売 業 死傷者数を20%以上減少
- 社会福祉 死傷者数を10%以上減少
- 飲 食 店 死傷者数を20%以上減少

- 小売業の大規模店舗・多店舗展開企業を重点に労働災害防止意識を向上
- 小売業のバックヤードを中心に作業場を安全化
- 介護施設における腰痛、転倒防止対策を推進

陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数を10%以上減少

- 荷役作業中の労働災害防止対策を徹底

重篤災害件数減少重点業種

建設業対策

【目標】死亡者数を半減

- 足場、はしご、屋根等の場所からの墜落・転落災害防止対策を推進
- 関係請負人まで安全衛生経費が確実に渡るよう発注者に要請
- 解体工事での安全確保、アスベストばく露防止を徹底

製造業対策

【目標】死亡者数を半減

- 機械設備の本質安全化(機械そのものを安全にすること)により、機械によるはさま・巻き込まれ災害を防止

林業対策

【目標】死亡者数を半減

- かかり木処理を含めた伐木作業による災害防止の徹底
- 車両系林業機械による災害を防止

重点とする健康確保・職業性疾病対策

全業種的な取組

メンタルヘルス対策

- ストレスチェック等の取組を推進
- 取り組み方が分からない事業場への支援を充実・強化

過重労働対策

- 健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底
- 休日・休暇の付与・取得を促進
- 時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を推進

化学物質対策

- 危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントを促進

まずは、SDS(安全データシート)を入手することが大切

腰痛・熱中症対策

【目標】

腰痛 **社会福祉施設の腰痛を含む死傷者数を10%以上減少**
熱中症 **5年間合計の熱中症による死傷者数を20%以上減少**

- 介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育を強化
- 介護機器の導入、腰痛健康診断の普及・徹底、腰痛を起こさない移動・移乗介助法の指導などにより腰痛予防手法を普及

受動喫煙防止対策

- 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施
- 事業者に対する効果的な支援の実施
- 職場での禁煙・空間分煙・その他の措置を徹底

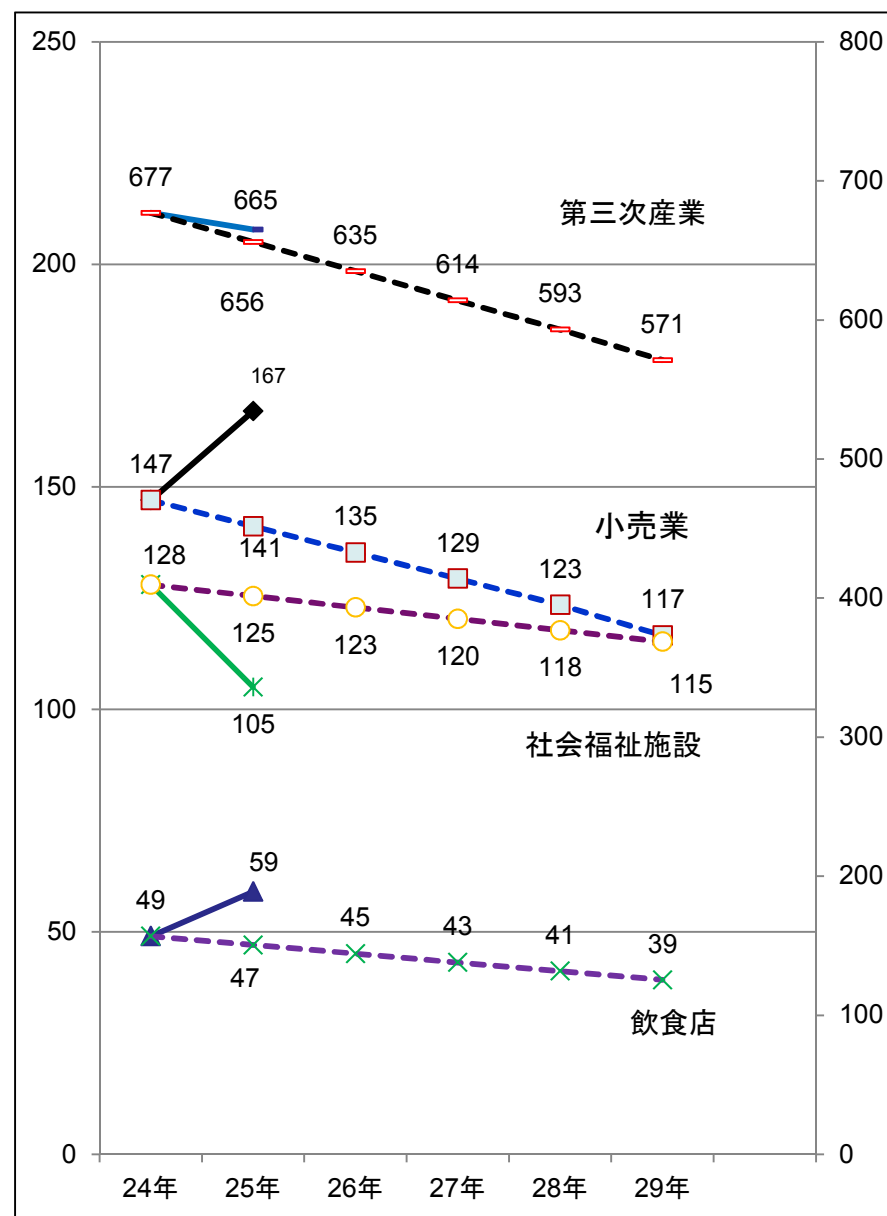
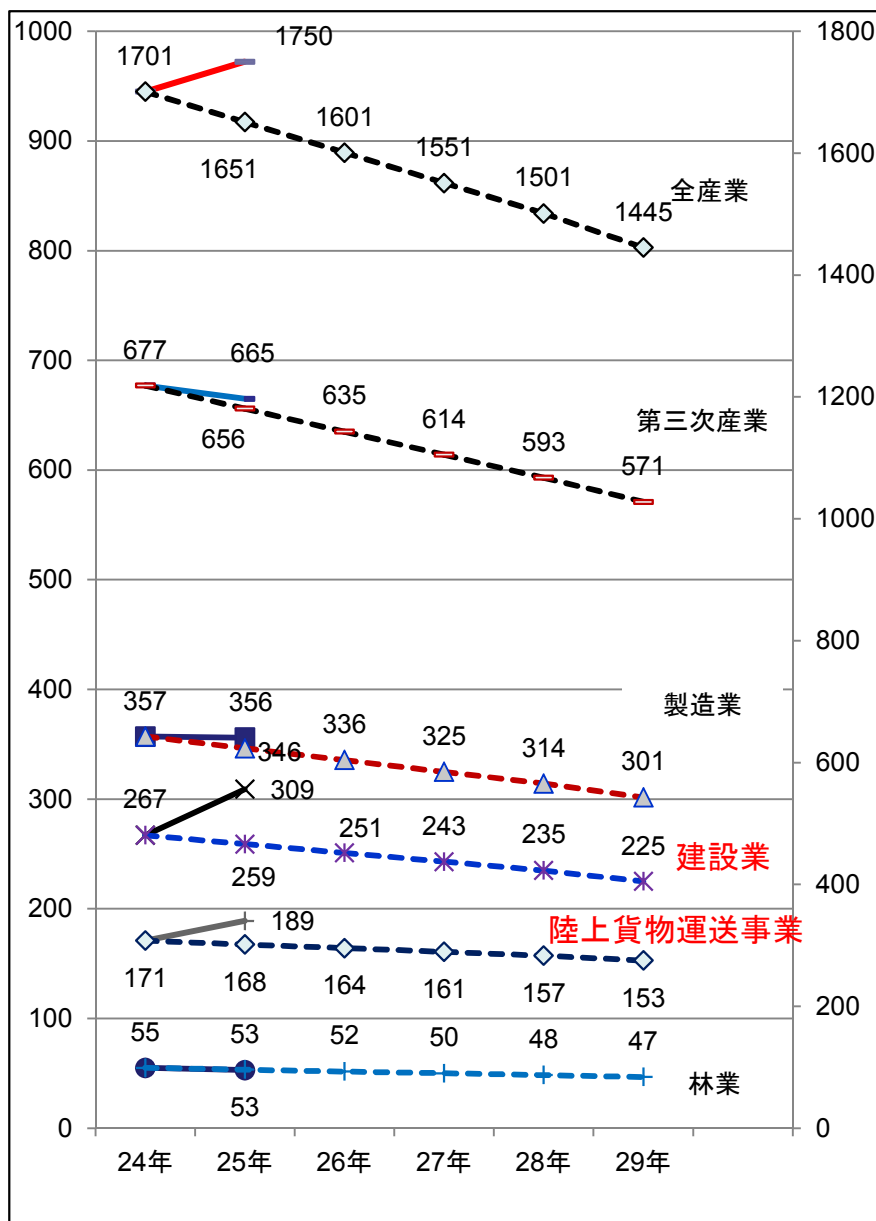
第12次労働災害防止計画の目標値及び実績値(死傷災害) 鹿児島労働局

別紙6

【その1】

— H25.年(確定) —

【その2】



熱中症による労働災害多発が懸念されます！

鹿児島県内の熱中症による休業４日以上の労働災害は、平成 25 年の 13 件を含み、過去 10 年間で 47 件（平成 18 年発生 of 一度に 3 名が被災した重大災害 1 件を含み、被災者数は 49 名）発生し、うち 3 名の方が亡くなっています。

熱中症は、屋外作業ばかりでなく、屋内作業でも発生していることから、鹿児島労働局では、建設業及び建設現場に付随して行う警備業並びに製造業を対象業種として、6 月 3 日に県内の 92 関係団体の代表者に対し、職場における熱中症予防対策の重点的な取組を要請しました。

昨年は、過去 10 年間で最多の 13 件（例年は 2 件～7 件）発生しています。また、過去 10 年間では、8 月に最も多く発生（47 件中 21 件）しており、気象庁の予報によると、今年 8 月の西日本の気温は平年並みか高い見込みであることから、これから迎える 8 月に多発することが懸念されます。

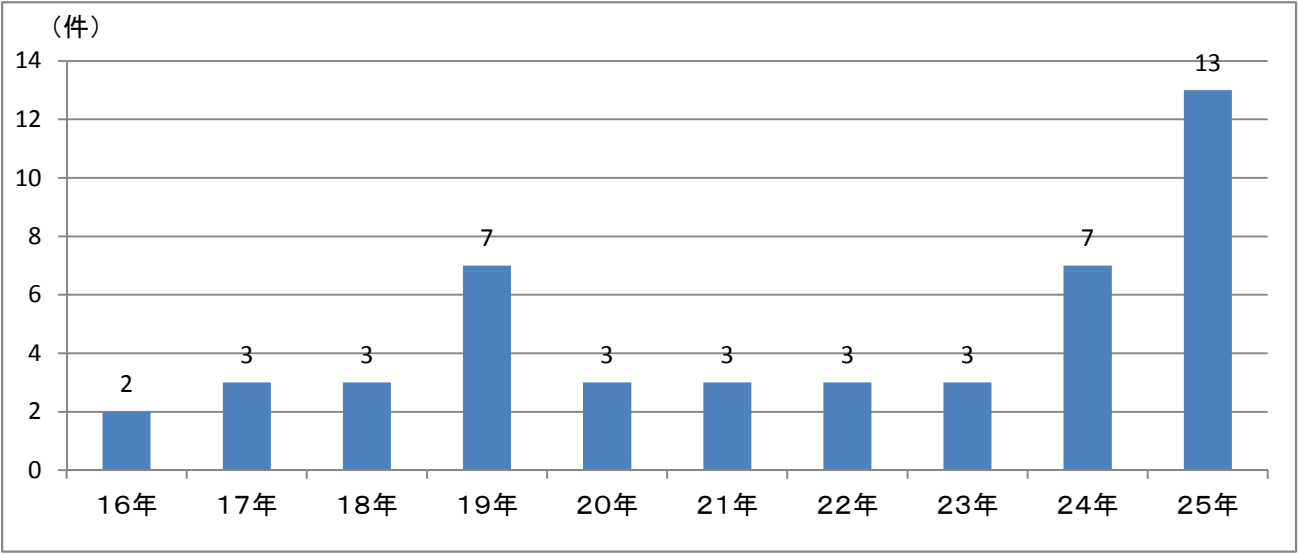
基本的な対策（概要は、別添「熱中症を防ごう！」パンフレット P 5～7 参照）である作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育、救急処置について、より一層の取組が必要です。

（労働基準部健康安全課）

熱中症による労働災害発生状況(平成16年～平成25年)

1 年別発生状況

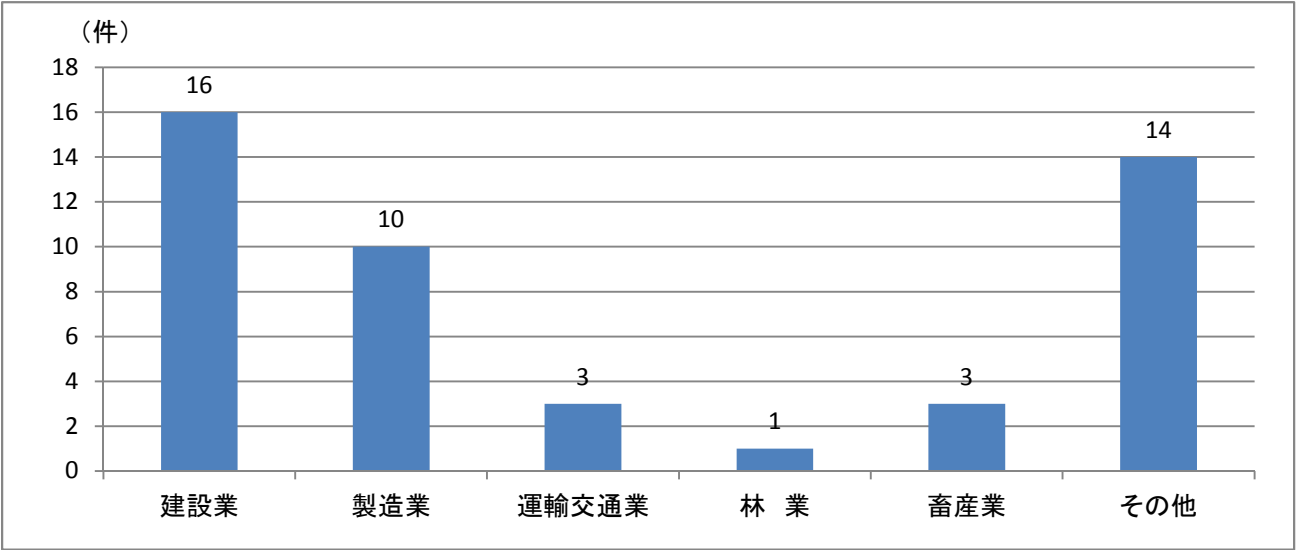
鹿児島労働局



	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	合 計
件 数	2	3	3	7	3	3	3	3	7	13	47
被災者数	死亡			1			1		1		3
	休業	2	3	2	6	3	2	3	6	13	43
	不休			3							3
	合計	2	3	5	7	3	3	3	7	13	49

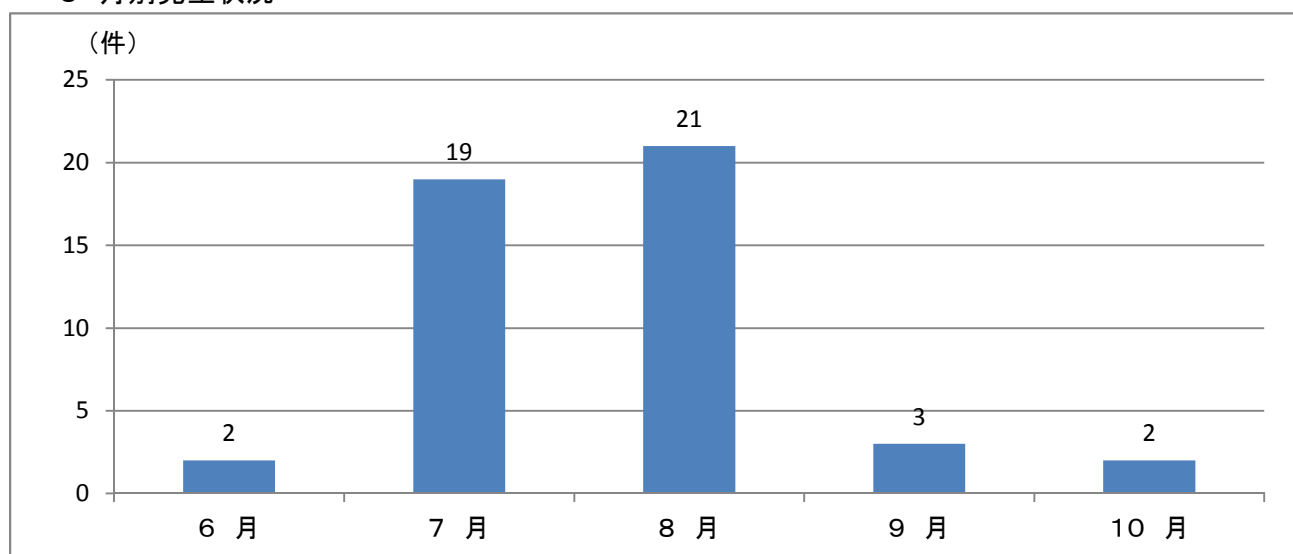
※ 休業災害は休業4日以上、平成18年の不休災害1件は一度に3人発症(重大災害)、以下同じ。

2 業種別発生状況



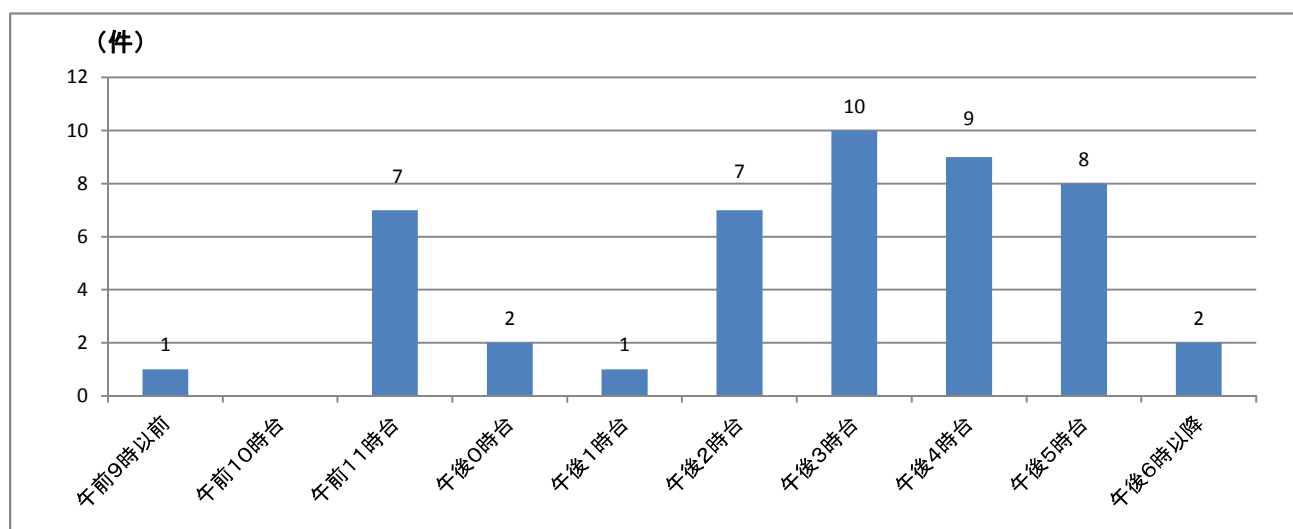
	建設業	製造業	運輸交通業	林 業	畜産業	その他	合 計
件 数	16	10	3	1	3	14	47
被災者数	死亡	2	1				3
	休業	14	9	3	1	3	43
	不休					3	3
	合計	16	10	3	1	3	49

3 月別発生状況



	6月	7月	8月	9月	10月	合計
件数	2	19	21	3	2	47
被災者数	死亡	2	1			3
	休業	2	20	3	2	43
	不休	3				3
	合計	21	21	3	2	49

4 時間帯別発生状況



	午前9時以前	午前10時台	午前11時台	午後0時台	午後1時台	午後2時台	午後3時台	午後4時台	午後5時台	午後6時以降	合計
件数	1	0	7	2	1	7	10	9	8	2	47
被災者数	死亡						2			1	3
	休業	1	7	2	1	7	8	8	8	1	43
	不休							3			3
	合計	1	0	7	2	1	7	11	8	2	49

※ 午前9時以前は午前0時台から午前9時台まで、午後6時以降は午後6時台から午後11時台までを指す。

熱中症による労働災害発生状況の概要(平成25年)

鹿児島労働局

番号	署 別	発生月	事業の種類	災害の程度			災害のあらまし
				死亡	休業	計	
1	鹿児島	7月	道路建設工事業		1	1	アスファルト舗装用機械の横でスコップを使用して材料を運搬する作業が終了した後、帰社のため、4トラックの助手席に乗り、18時に会社に到着した。 その際、熱中症の症状で足が痙攣していたため、水分補給を行い、病院へ搬送したものの。
2	鹿児島	7月	木造家屋建築工事業		1	1	8時から屋外で型枠作業を開始し、当日中に作業を終わらせるため、12時から1時間と15時から30分の休憩を除いて働き続け17時に終了した。帰宅途中に車の運転が困難になり、そのまま病院を受診したところ、他の病院に転送されたもの。 当日は晴天で、最高温度35℃、帽子、薄手の長袖上着、足首までの作業ズボンを着用していた。
3	鹿児島	7月	酒類製造業		1	1	14時から16時までの間、途中20分の休憩を除いて、出荷場(屋外で日陰)で作業を行った。その後、体調不良を感じていたが、17時30分から約40分間、会議に出席した。 翌日、出社時の体温が37.4℃であったが出社し、8時から9時まで作業を行ったが、体調不良のため、その後休憩した。午後から退社し、病院に行ったところ、熱中症の診断を受け入院した。
4	川内	7月	その他電気機械器具製造業		1	1	焼成炉の横で、製品を移し替える作業を約1時間行った後、他作業場に移動したところ、気分が悪くなり、その場に横になった。 同僚が応急処置を施し、安静な姿勢で回復を待ったが、筋肉痙攣があったため病院へ搬送したところ、熱中症と診断された。
5	鹿屋	7月	その他の食料品製造業		1	1	学校給食センターの調理場で配缶作業を行い、終了後に気分が悪くなり、トイレに行った。その際、転倒し、壁に頭部をぶつけた。
6	鹿屋	7月	畜産業		1	1	農場で機材を出す作業が終了した17時ごろ、体調不良となった。 1時間程度水分補給し、体を冷やしながら経過をみていたが、回復しなかったため病院を受診し、翌日夕方まで入院した。
7	鹿児島	8月	その他の土木工事業		1	1	気温約35度の屋外で、草刈作業後の刈った草を集める作業を行っていたが、16時頃に本人の意志で現場を離れ、約200メートル先の公園で動けなくなり倒れこんだ。第3者の通報で救急車が呼ばれ、病院に搬送された。
8	鹿児島	8月	セメント・同製品製造業		1	1	製造工場で補修作業中、気分が悪くなり、手足が痙攣し始めた。12時に帰宅したが、痙攣が止まらないため、病院へ行ったところ、そのまま入院となった。 血液検査の結果腎機能障害があると診断され、治療を受けた。

番号	署 別	発生月	事業の種類	災害の程度			災害のあらまし
				死亡	休業	計	
9	鹿児島	8月	その他の小売業		1	1	店舗入口付近の信号機が押しボタン式であるので、店舗へ入る車が渋滞するため、信号機の押しボタンを押して、信号を切り替え、車の出入りの誘導を行う作業を行っていたところ、熱中症になったと本人から申し出があったもの。 (日よけパラソルと、車の出入りが無い時に座るためのパイプ椅子を設置し、水分補給のペットボトルを常時携帯させ、時折、責任者が様子を見に行っていた。)
10	鹿屋	8月	土地整理土木事業		1	1	個人住宅の外構工事(境界ブロック積工事)を2名で行っていたところ、1名が熱中症と見られる症状で具合が悪くなった。 日陰でしばらく休憩していたが、症状が悪化したため、救急車で搬送された。当日は晴天であった。
11	鹿屋	8月	農業		1	1	終業時に会社で気分が悪くなり、他の社員は全員帰宅していたため、自分で救急車を呼び病院へ搬送され、熱中症で入院したもの。
12	鹿屋	10月	その他の小売業		1	1	路上を28km歩くウォークラリー中、約26km地点でインストラクターが話しかけてもコミュニケーションが取れない状態になった。 宿泊施設に戻り、看護師の処置を受けたところ、熱中症の疑いがあったため、救急車で病院へ搬送された。
13	鹿屋	10月	土地整理土木事業		1	1	水路工事現場で埋戻し作業中、ランマー(締固め用機械)の調子が悪く何回もエンジンをかけるが起動しないため、約150m離れた別の作業場所へ移動した。 その際、頭がフラフラしたので、座って休憩していたところ、意識が薄れ、そのまま後方へ横たわった。
合 計				0	13	13	

※ 休業災害は、休業4日以上のものである。

(参考)平成18年発生の重大災害(不休)の概要

番号	署 別	発生月	事業の種類	災害の程度	災害のあらまし
				不休	
1	鹿児島 (鹿屋)	7月	その他の事業	3	土砂崩壊災害現場の写真撮影業務に従事していたところ、16時10分頃、山上方向で休憩中の労働者の具合が悪くなり、これを介抱していた労働者も体調が悪くなった。 また、上記労働者を搬送するため、救急隊を迎えに行った別の労働者も体調不良を訴えたもの。

※ 署別の鹿児島(鹿屋)は、鹿児島署管内事業場が鹿屋署管内で作業中に発生したものである。

熱中症を防ごう!

事業主さん、働く皆さん

「職場における熱中症予防対策」^(※1)をご存じですか？

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、次のような症状が現れます。

めまい・失神

筋肉痛・筋肉の硬直

大量発汗

頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感

意識障害・痙攣・手足の運動障害

高体温

高温多湿な環境では熱中症が多発します。

以下の項目をチェックして

職場の熱中症予防に努めましょう!

- ☒ ^(※2) WBGT値 の低減に努めていますか？
- ☒ ^(※3) 熱への順化期間 を設けていますか？
- ☒ 自覚症状の有無にかかわらず水・塩分を摂っていますか？
- ☒ 透過性・通気性の良い服を着ていますか？
- ☒ 睡眠不足・体調不良ではありませんか？

(※1) 平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく、職場における熱中症予防対策

(※2) WBGT(Wet-Bulb Globe Temperature) 値＝暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、乾球温度・自然湿球温度・黒球温度から算出する数値

(※3) 熱に慣れ、当該環境に適応させるために計画的に設ける期間



ひと・くらし・
みらいのために

厚生労働省労働基準局・都道府県労働局・労働基準監督署

1 熱中症の症状と分類

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、表1のような様々な症状が現れます。

表1・これらの症状が現れた場合には、熱中症を発症した可能性があります

I 度	めまい・失神… 「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直… 筋肉の「こむら返り」のこと。「熱痙攣」と呼ぶこともあります。 大量の発汗	重症度 小
II 度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感… 体がぐったりする、力が入らない、など。従来「熱疲労」と言われていた状態です。	
III 度	意識障害・痙攣・手足の運動障害… 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつげがある、真直ぐに歩けない、など。 高体温… 体に触ると熱いという感触があります。従来「熱射病」と言われていたものが相当します。	重症度 大

2 WBGT値（暑さ指数）の活用について

WBGT値とは（注1）

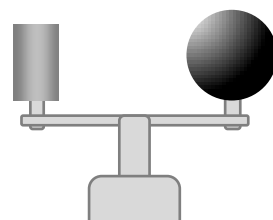
暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、次式により算出されます。

①屋内、屋外で太陽照射のない場合（日かげ）

$$\text{WBGT値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

②屋外で太陽照射のある場合（日なた）

$$\text{WBGT値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$



WBGT値測定器（例）

WBGT基準値に基づく評価について（注2）

作業場所におけるWBGT値が、WBGT基準値を超えるおそれがある場合には、熱中症にかかる可能性が高くなりますので、次のフローチャートに基づいて、対策を講じてください。

まず、WBGT値を作業中に測定するよう努めてください

WBGT値については、表4の「WBGT値と気温・相対湿度の関係」も参考としてください

測定したWBGT値を、表2のWBGT基準値と比較します

WBGT値がWBGT基準値を超える（おそれがある）場合には…

冷房などにより、作業場所のWBGT値の低減を図ります
身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更します
WBGT基準値より低いWBGT値での作業に変更します

それでもWBGT基準値を超える（おそれがある）場合には…

5ページ～「③熱中症予防対策について」の徹底を図りましょう

（注1）WBGT値の測定方法は、平成17年7月29日付け基安発第0729001号「熱中症の予防対策におけるWBGTの活用について」を参照してください。

（注2）WBGT基準値は、既往症がない健康な成年男性を基準に、ばく露されてもほとんどの者が有害な影響を受けないレベルに相当するものとして設定されていることに留意する必要があります。

表2・身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT基準値			
		熱に順化している人(℃)		熱に順化していない人(℃)	
0 安静	・ 安静	33		32	
1 低代謝率	・ 楽な座位 ・ 軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記) ・ 手及び腕の作業(小さいベンチツール、点検、組み立てや軽い材料の区分け) ・ 腕と足の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作) ・ 立位 ・ ドリル(小さい部分) ・ コイル巻き ・ 小さい力の道具の機械 ・ ちょっとした歩き(速さ3.5km/h) ・ フライス盤(小さい部分) ・ 小さい電気子巻き	30		29	
2 中程度代謝率	・ 継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土) ・ 腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両) ・ 腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む) ・ 軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする ・ 3.5～5.5km/hの速さで歩く ・ 鍛造	28		26	
3 高代謝率	・ 強度の腕と胴体の作業 ・ 重い材料を運ぶ ・ 大ハンマー作業 ・ 草刈り ・ 硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ・ 5.5～7.5km/hの速さで歩く ・ 重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ・ 鋳物を削る ・ コンクリートブロックを積む ・ シャベルを使う ・ のこぎりをひく ・ 掘る	気流を感じないとき	気流を感じるとき	気流を感じないとき	気流を感じるとき
		25	26	22	23
4 極高代謝率	・ 最大速度の速さでとても激しい活動 ・ おのを振るう ・ 激しくシャベルを使ったり掘ったりする ・ 階段を登る、走る、7km/hより速く歩く	23	25	18	20

※ 本表は、日本工業規格Z8504(人間工学—WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境) 附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したものです。
 ※ 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」のことをいいます。

表3・衣類の組合わせによりWBGT値に加えるべき補正值

下記の衣類を着用して作業を行う場合にあっては、算出されたWBGT値に、各補正值を加えてください。

衣服の種類	作業服(長袖シャツとズボン)	布(織物)製つなぎ服	二層の布(織物)製服	SMSポリプロピレン製つなぎ服	ポリオレフィン布製つなぎ服	限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服
WBGT値に加えるべき補正值(℃)	0	0	3	0.5	1	11

※ 補正值は、一般にレベルAと呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用しないでください。
 ※ 重ね着の場合に、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできません。

表4・WBGT値と気温、相対湿度との関係

		相对湿度(%)																
		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
気温(℃)(乾球温度)	40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
	39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
	38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
	37	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41
	36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
	35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
	34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
	33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
	32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
	31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34
	30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33
	29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
	28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
	27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
	26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
	25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28
	24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27
23	16	17	17	18	19	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	
22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	
21	15	15	16	16	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	23	23	24	
WBGT値		注 意 25℃未満					警 戒 25℃～28℃				厳 重 警 戒 28℃～31℃				危 険 31℃以上			

(ここで、28℃～31℃は、28℃以上31℃未満の意味)

(日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver.3 から)

※ この図は、気温と湿度から簡単にWBGT値を推定するために作成されたものであり、室内で日射が無い状態(黒球温度が乾球温度と等しい。)とされたものなので、正確なWBGT値と異なる場合があります。特に、屋外においては輻射熱が大きいので注意が必要です。
(「日常生活における熱中症予防指針」Ver.3から)

※ 危険・厳重警戒などの分類は、日常生活上での基準であって、労働の場における熱中症予防の基準には当てはまらないことに注意が必要です。

③ 熱中症予防対策について

職場における熱中症を予防するために、次の1～5の熱中症予防対策を講じましょう。(なお、詳細については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」をご覧ください。)

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減など

- WBGT値が、WBGT基準値を超える(おそれのある)作業場所(→「高温多湿作業場所」といいます。)においては、「熱を遮る遮へい物」、「直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根」、「通風・冷房の設備」の設置などに努めてください。

※ 通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意してください。

(2) 休憩場所の整備など

- 高温多湿作業場所の近隣に、冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けるよう努めてください。
- 高温多湿作業場所やその近隣に、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けるよう努めてください。
- 水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、高温多湿作業場所に、飲料水の備え付けなどを行うよう努めてください。

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮など

- 作業の状況などに応じて、「作業の休止時間・休憩時間の確保と、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮」、「身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けること」、「作業場所の変更」に努めてください。

(2) 熱への順化

- 計画的に、熱への順化期間を設けるよう努めてください。

※ 例：作業者が順化していない状態から、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くします。
(ただし、熱へのばく露を中断すると、4日後には順化の喪失が始まり、3～4週間後には完全に失われます。)

(3) 水分・塩分の摂取

- 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分の摂取を指導してください。摂取を確認する表の作成、作業中の巡視における確認などにより、その摂取の徹底を図ってください。

※ 作業場所のWBGT値がWBGT基準値を超える場合、少なくとも、0.1～0.2%の食塩水、または、ナトリウム40～80mg/100mlのスポーツドリンク・経口補水液などを、20～30分ごとに、カップ1～2杯程度摂取することが望ましいところです。(ただし、身体作業強度などに応じて、必要な摂取量は異なります。)

(4) 服装など

- 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させてください。
- 直射日光下では、通気性の良い帽子(クールヘルメット)などを着用させてください。

(5) 作業中の巡視

- 高温多湿作業場所の作業中は、巡視を頻繁に行い、作業者が定期的な水分・塩分を摂取しているかどうか、作業者の健康状態に異常はないかを確認してください。なお、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合においては、速やかに、作業の中断などの必要な措置を講じてください。

3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応など

- 健康診断および異常所見者への医師などの意見に基づく就業上の措置を徹底してください。
 - ・ 労働安全衛生規則第43条～第45条に基づく健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全などの、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関係した、血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査などが含まれています。
 - ・ 労働安全衛生法第66条の4・第66条の5に基づき、健康診断で異常所見があると診断された場合には、医師などの意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換などの適切な措置を講ずることが義務付けられています。このことに留意の上、これらの徹底を図ってください。
- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者について。
 - ・ 事業者は、高温多湿作業場所における、作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項などについて、産業医・主治医などの意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換などの適切な措置を講じてください。

※ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患などがあります。

(2) 日常の健康管理など

- 睡眠不足、体調不良、前日などの飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
⇒ 日常の健康管理について、指導を行うとともに、必要に応じて、健康相談を行ってください。
- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者について。
⇒ 熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、労働者が主治医などから熱中症を予防するための対応が必要とされた場合、または労働者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があるかと判断した場合は、事業者に申し出るよう指導してください。

(3) 労働者の健康状態の確認

- 作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認してください。

(4) 身体の状態の確認

- 休憩場所などに、体温計や体重計などを備えることで、必要に応じて、体温、体重その他の身体の状態を確認できるように努めてください。
- 以下は、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候です。
 - ・ 心機能が正常な労働者については、1分間の心拍数が、数分間継続して、180から年齢を引いた値を超える場合
 - ・ 作業強度のピークの1分後の心拍数が、120を超える場合
 - ・ 休憩中などの体温が、作業開始前の体温に戻らない場合
 - ・ 作業開始前より、1.5%を超えて体重が減少している場合
 - ・ 急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失などの症状が発現した場合 など

4 労働衛生教育

- 作業を管理する者や労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行ってください。
(1)熱中症の症状 (2)熱中症の予防方法 (3)緊急時の救急処置 (4)熱中症の事例
なお、(2)の事項には、1～4に示した熱中症予防対策が含まれます。

5 救急処置

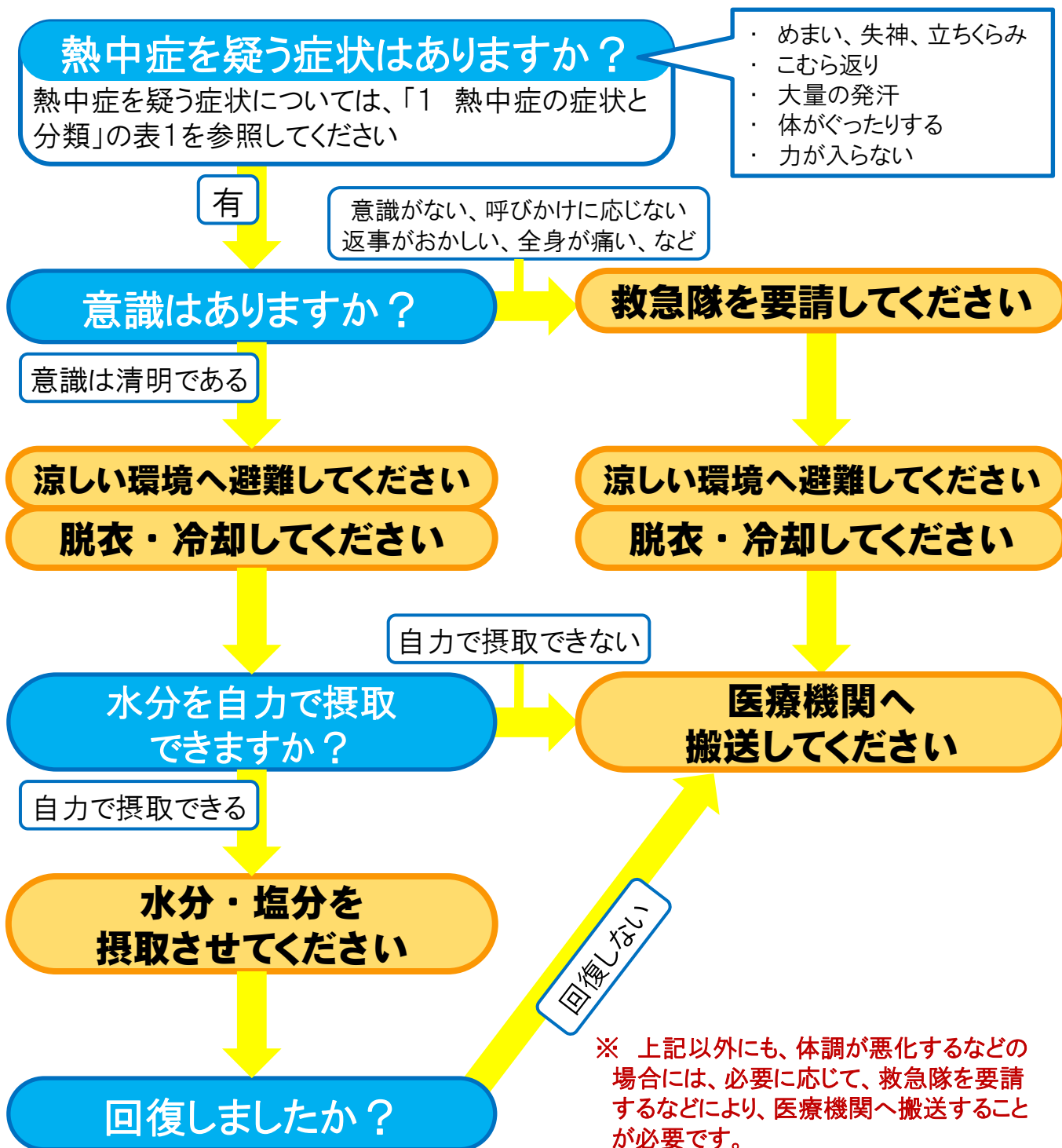
(1) 緊急連絡網の作成・周知

- あらかじめ、病院・診療所などの所在地や連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知してください。

(2) 救急措置

- 具体的な救急処置については、下図「熱中症の救急処置（現場での応急処置）」を、参考にしてください。

図・熱中症の救急処置（現場での応急処置）



④ 職場の熱中症予防対策は万全ですか？

職場の熱中症予防対策は万全ですか？ 下記のチェックリストで自主点検してみましょう。
（「いいえ」のときには、該当するページをご確認ください。）

職場における熱中症予防対策 (H21.6.19基発第0619001号) 自主点検表

① WBGT値(暑さ指数)を知っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 2ページへ
② WBGT値(暑さ指数)の低減を図っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
③ 休憩場所は整備していますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
④ 高温多湿作業場所などで、連続作業時間の短縮を図っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
⑤ 高温多湿作業場所に労働者を就かせる際に、順化期間を設けていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
⑥ 自覚症状の有無に関わらず、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
⑦ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
⑧ 作業中の巡視を行っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
⑨ 健康診断結果に基づき、就業場所の変更・作業転換などの措置を講じていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 6ページへ
⑩ 日常の健康管理について、労働者に指導していますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 6ページへ
⑪ 作業開始前・作業中に、労働者の健康状態を確認していますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 6ページへ
⑫ 体温計などを常備し、必要に応じて身体の状態を確認できるようにしていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 6ページへ
⑬ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 6ページへ
⑭ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成し、関係者に周知していますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 7ページへ
⑮ 熱中症を疑わせる症状が現れた場合の救急処置を知っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 7ページへ

**ご不明な点などがございましたら、お近くの都道府県労働局
または労働基準監督署へお問い合わせください。**